

『安全な医療を提供するための10の要点』の作成・配布について

平成13年11月12日

厚生労働省では、患者の安全を守るため「患者の安全を守るための医療関係者の共同行動（Patient Safety Action）を提唱し、幅広い関係者の参画の下に、医療関係者の意識の向上、医療機関における組織的取組の推進等のため、各般の取組を進めています。

今般、この取組の一環として、医療関係者向けに医療の安全確保のために基本となる理念等を標語としてをまとめた『安全な医療を提供するための10の要点』を作成し、各都道府県、医療関係団体等に対して配布しました。